

# 「高校生総合補償制度」のご案内

保護者の皆さまへ

群馬県高等学校保護者連絡会  
群馬県高等学校PTA連合会  
会長 中野 秀人

## 「高校生総合補償制度」ご加入のおすすめ

このたびご案内する「高校生総合補償制度」は、群馬県高等学校PTA連合会の制度として毎年約2万人の皆さまにご利用いただいております。

本制度は多くの高校生に加入いただくことで割安なご負担で高校生活を取り巻く危険を総合的に補償する制度として、円滑なPTA活動の観点から推奨しております。

大切なお子さまの万一の備えとして、ひいてはPTA活動のなお一層の発展を願い、保護者の皆さまの格段のご協力をお願い申し上げます。

## 「高校生総合補償制度」の補償内容と保険金額

|               | 補償内容   | 保険金額   |
|---------------|--|--|
| 他人(第三者)への賠償補償 | 個人賠償責任<br>(示談交渉つき)<br>お子さま(被保険者)が、誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負ったとき(自分の持ち物は補償の対象になりません。) | 1事故につき、<br><b>1億円</b> まで                                 |
| おケガの補償        | 入院保険金日額<br>お子さまが学校や通学途上、ならびにご家庭などで不慮の事故によって傷害(ケガ)を被ったとき  | 入院したとき<br>(1日につき)<br><b>1日につき、1,800円</b>                 |
|               | 手術保険金<br>日射または熱射を原因とする身体の障害や細菌性・ウイルス性の食中毒を原因とする身体の障害も右記補償の対象となります。   | 手術したとき<br><b>入院中の手術:入院保険金日額の10倍<br/>外来の手術:入院保険金日額の5倍</b> |
|               | 通院保険金日額  | 通院したとき<br>(1日につき)<br><b>1日につき、845円</b>                   |

保険料(全学年共通) **1年間 3,400円**



一般加入より  
**約37%  
割安!**

群馬県のマスコット「くんぼちゃん」  
©群馬県29-100835号

お振込手続締切

平成30年4月2日月まで

保険期間

平成30年4月7日(日)午後4時から1年間

保険契約開始時点のご加入人数ならびに前年度のお支払保険金の状況によって、下表の保険金額を調整する場合がありますのでご了承ください。確定した保険金額は加入者証でご確認ください。

保険期間1年・職種級別A級・熱中症危険補償特約セット・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット・団体割引30%・大口割引10%適用

※中途加入を希望される場合の保険料ならびに補償開始日は、「よくあるご質問」欄をご確認ください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

本制度の保険商品名は「傷害総合保険」であり、群馬県高等学校保護者連絡会を保険契約者とする団体契約です。



## よくあるご質問【手続きについて】

1 **Q** 補償はいつから始まるのですか？ 途中からでも加入できるのですか？

**A** パンフレット表紙にある保険期間が補償の期間となります。途中からでも加入いただけます。その場合、保険開始日は払込日（お手続き日）の翌日午前0時となります。なお、中途加入の場合、お振込みいただく保険料は下表のとおりですのでご注意ください。

|                 |        |                |        |
|-----------------|--------|----------------|--------|
| 振込日が4/3から5/5まで※ | 3,400円 | 振込日が7/6から8/5まで | 2,560円 |
| 振込日が5/6から6/5まで  | 3,120円 | 振込日が8/6から9/5まで | 2,270円 |
| 振込日が6/6から7/5まで  | 2,830円 | 振込日が9/6から9/末まで | 1,990円 |

※4/6以前に振込みをされた場合の補償開始は4月7日午後4時となります。

※10月以降は、中途加入  
いただけません。

2 **Q** 転校（県内・県外）した場合、この保険はどうなるのですか？

**A** ご加入済みの本制度はそのまま有効です。住所の変更を伴わない転校の場合、手続きは必要ありません。住所が変わる場合は、「本制度に関する相談・連絡窓口」までご連絡ください。

3 **Q** 加入者証はいつ頃届くのですか？（まだ届かないのですが）

**A** 加入者証の発送は、6月頃となります。集計や確認作業のためお時間をいただきますがご了承ください。加入者証が届くまでの間、このパンフレットならびに払込票を大切に保管してください。

## よくあるご質問【補償内容について】

4 **Q** 学校内のケガしか補償されないのですか？

**A** 学校内・通学途中にかぎらず、学校外（自宅、旅行先など）であっても国内外、24時間補償されます。

5 **Q** 体育の授業中や部活動中に他人にケガを負わせた場合、この制度の対象になりますか？

**A** 授業中や部活動中など、学校等の指示・指導下のもとで活動しているとき、アルバイトで業務に従事しているときに他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊した場合、この保険（個人賠償責任補償特約）の補償の対象となりません。

なお、相手の方が本制度に加入している場合は、おケガについて本制度から保険金が支払われますので、事故の連絡先までご連絡ください。

6 **Q** 自転車に乗って登校中、誤って歩行者（相手）にケガをさせてしまいました。また、自分もケガをして自転車が壊れてしまいました。この制度の対象になりますか？

**A** 相手にケガを負わせたり、相手の持ちモノを壊したりした場合は、この制度で補償※（個人賠償責任補償特約）されます。また、自分のおケガも補償（傷害総合保険）されます。ただし、自分の持ちモノ（借りているものも含みます。）については、本制度の補償の対象になりません。

※相手に責任がある場合、補償される金額は、損害額から相手の責任割合相当分を差し引いた金額となります。

7 **Q** 野球肩は支払いの対象になりますか？

**A** 支払対象外です。スポーツ障害（野球肩、テニス肘、疲労骨折など）のような、反復運動によるケガは原因に偶然性がありませんので対象外となります。

8 **Q** ケガなどの事故に関する連絡・相談はどこにすればいいですか？

**A** おケガなど事故のご連絡・ご相談は、損保ジャパン日本興亜 群馬火災新種保険金サービス課までお願いします。※事故以外の連絡先も含め連絡先一覧は本パンフレットの裏面に記載しております。

## 手続きのしかた【ご加入方法】

同封しました払込取扱票が加入依頼書となっています。

払込機能付ATMの場合は払込取扱票をここへ入れてください。

別紙の記入例を参考に、加入依頼書の必要事項をご記入のうえ、保険料をお近くのゆうちょ銀行窓口もしくは、ゆうちょ銀行払込機能付ATMにてお振込みください。保険料の振込手数料は窓口ですと130円、払込機能付ATMですと80円がご加入者負担となりますのでご注意ください。



## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
 なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約  保険金額  保険期間  
 保険料、保険料払込方法  満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、  パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかを「性別」は正しいですか。  ご確認いただきましたか。  
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。  
**【補償重複についての注意事項】**  
 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。  
 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

| 職種級別 | 職業・職種   |
|------|---|
| A級   | 下記以外  |
| B級   | 木・竹・草・つるの製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者 |
| ※1   | オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。            |
| ※2   | プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等についてはお引き受けできません。  |

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## お問い合わせ先・ご連絡先

本制度に関する  
相談・連絡窓口  
【取扱代理店】

**群馬振興株式会社** 〒371-8520 群馬県前橋市古市町233-5  
**TEL:027-253-2121(代)** (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

おケガなど事故の  
ご連絡・保険金  
ご請求窓口

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

**24時間365日事故受付・初期対応**

事故サポートセンター **TEL:0120-727-110** 【受付時間】  
 24時間365日

または、**損保ジャパン日本興亜 群馬火災新種保険金サービス課**  
 〒371-0023 群馬県前橋市本町2-11-2富士オートビル

**TEL:027-223-5120(直通)** (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

保険会社等の  
相談・苦情・  
連絡窓口

●引受幹事保険会社  
**損害保険ジャパン日本興亜株式会社 群馬支店 法人支社**  
 〒371-0023 群馬県前橋市本町1丁目4-4

**TEL:027-223-5111** (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。